



裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
処 分 庁 [REDACTED]福祉事務所長

上記審査請求人から平成30年1月11日付けで提起された上記処分庁の保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けでした生活保護申請却下処分を取り消す。

事 実

審査請求人は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の開始の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで、「申請内容と事実が異なるため」として、本件申請を却下する処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで、審査請求人に通知した。

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、茨城県知事に対し審査請求に及んだものである。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のとおり主張した。

「申請内容と事実が異なる」として、本件申請を却下されたが、現在も[REDACTED]であり、[REDACTED]の国民年金で生活することは困難であるから、生活保護を受けたい。

2 処分庁の弁明

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、おおむね次のとおり主張した。

(1) 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に、審査請求人の居宅について実地調査を行ったところ、敷地内には[REDACTED]（以下「本件居宅」という。）及び[REDACTED]があった。

(2) 本件居宅内の審査請求人の[REDACTED]の部屋には、テレビ等の電化製品や寝具等

があり、また、審査請求人の[]の部屋にも、同様に衣類や寝具等があり生活感があつた。

(3) 審査請求人の[]及び[]から、審査請求人の[]は、実地調査日時時点で本件居宅におり、本件居宅から「[]」に通勤していることを確認した。

(4) 審査請求人は一人世帯として本件申請を行っているが、上記(2)及び(3)の事実から、実態は一人世帯でないことを確認したため、本件処分を行った。事務手続は適切に行われており、違法又は不当な点はない。

3 審査庁の判断

(1) 法の規定等について

ア 法の規定について

法においては、次のとおりとされている。

(ア) 「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」(第10条)

(イ) 「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」(第24条第3項)

(ウ) 「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」(同条第4項)

イ 処理基準について

保護の要否の決定等については、次のとおりとされている。

(ア) 「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、収入充当額との対比によって決定すること。」(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第10)

(イ) 「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日厚生省発社第246号厚生省社会局長通知)第11)

ウ 行政手続法(平成5年法律第88号)の規定について

行政手続法においては、次のとおりとされている。

(ア) 「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」(第8条第1項)

(イ) 「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、

書面により示さなければならない。」(同条第2項)

(2) 本件処分の理由の付記について

ア 申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合の理由の付記の内容及び程度については、特段の理由のないかぎり、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知りうるような例外の場合を除いては、法の要求する附記として十分でないと解されている(最高裁判所昭和49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁ほか)ところ、本件処分に係る通知(以下「本件通知」という。)には、却下の理由について、「申請内容と事実が異なるため却下します。」と記載されているのみであり、当該記載自体からは、本件処分がいかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用されたのかについて、了知し得るとは認められない。

イ 処分庁は、平成●年●月●日に却下の理由を口頭で説明したと主張しているが、本件処分は、本件通知により書面で行われているから、上記(1)ア(ウ)及びウ(イ)のとおり、本件処分の理由については、書面で示す必要があるところ、本件通知における却下の理由の記載が不十分であることは、上記アで述べたとおりである。

したがって、本件処分は、理由の提示を欠く違法なものといわざるを得ない。

(3) 本件処分について

処分庁は、実地調査の結果、「申請内容と事実が異なる」と判断し、本件処分を行ったことが認められる。

しかし、上記(1)ア(イ)のとおり、法第24条第3項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされているから、処分庁は、申請の内容が事実と異なっていたとしても、上記(1)イの基準に基づき、審査請求人の世帯構成を認定し、当該世帯の構成員の収入や資産を調査し、収入充当額と最低生活費を算出し、保護の要否を判定した上で、本件処分を行うべきであったところ、事件記録からは、処分庁がこのような処理を行った事実は認められない。

したがって、本件処分は、上記(1)イの処理基準にも反しているといわざるを得ない。

(4) 以上のことから、本件審査請求には、理由がある。よって、主文のとおり裁決する。

平成30年12月25日

茨城県知事

大井川

